明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令（文部科学七）　二
○作物統計調査規則の一部を改正する省令（農林水産一五）　二

〔告　示〕
○健康増進法第二十六条の九の規定により、登録試験機関について、許可試験の業務の廃止を許可する件（消費者庁三）　二
○外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第十六条第一項の規定に基づき特定外国法を指定した件（法務一三八）　三
○日本国に帰化を許可する件（同一三九）　三
○株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件（財務・農林水産五）　三
○農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件の一部を改正する件（同六）　三
○中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件の一部を改正する件（同七）　三
○介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令の規定に基づき平成二十九年度の医療保険者の納付金の算定に関して厚生労働大臣が定める率及び額を定める件（厚生労働七五）　三
○農業災害補償法施行規則により診療その他の行為によって組合員が負担すべき費用の内容に応じて農林水産大臣が定める点数等を定める件の一部を改正する件（農林水産三九八）　四
○農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（同三九九）　四
○農業経営基盤強化促進法附則第十一項の規定に基づき農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（同四〇〇）　四
○個人情報の保護に関する法律第三十七条第一項の規定に基づき、認定個人情報保護団体として認定した件（経済産業四〇）　四
○火薬類取締法の適用を受けない火工品を指定する告示の一部を改正する告示（同四一）　四
○原子力発電施設等周辺地域大規模工業基地企業立地促進事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示を定める件（同四二）　四
○中小企業支援法第十一条第一項の規定に基づき中小企業診断士を登録した件（同四三）　四
○中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第十三条第三項の規定に基づき氏名に係る登録簿の変更をした件（同四四）　四
○中小企業支援法第十一条第一項の規定に基づき中小企業診断士を再登録した件（同四五）　五
○中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第十五条第一項第三号の規定に基づき登録の消除をした件（同四六）　五
○中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第十五条第一項第二号の規定に基づき登録の消除をした件（同四七）　五
○一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則第二十七条第三号ロの経済産業大臣が告示する額を定める件（同四八）　六
○高速自動車国道に関する件（国土交通一九七）　六
○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件（同一九八）　六
○砂防法第二条の土地を指定する件（同一九九）　六
○直轄砂防工事を施行する件（同二〇〇）　六
○耐火構造の構造方法を定める件の一部を改正する件（同二〇一）　七
○主要構造部を木造とすることができる大規模の建築物の主要構造部の構造方法を定める件の一部を改正する件（同二〇二）　七
○準耐火構造の構造方法を定める件の一部を改正する件（同二〇三）　八
○建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準及び建築士事務所の開設者が耐震診断及び耐震改修に係る業務に関して請求することのできる報酬の基準の一部を改正する件（同二〇四）　八
○海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示（海上保安庁一二）　八

〔国会事項〕
国家試験
労働安全コンサルタント試験及び労働衛生コンサルタント試験の合格者（厚生労働省）　九

〔人事異動〕
内閣　内閣府　法務省　一〇

〔叙位・叙勲〕　一二

〔皇室事項〕　一三

〔官庁報告〕
諸事項　一三

〔公　告〕
官庁
財団、有権者申出方、犯罪被害財産支給手続開始決定、製造たばこ小売定価関係　一三
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一四
特殊法人等
厚生年金基金変更関係　三〇
会社その他